

吹田市人権施策基本方針・計画(素案)に対する提出意見と市の考え方について

- 1 意見提出期間 令和5年(2023年)1月4日(水曜日)～令和5年(2023年)2月3日(金曜日)
- 2 32件(19通)
- 3 提出意見と市の考え方 以下のとおり
(「提出意見」中のページ等は素案、「市の考え方」中のページは新基本方針・計画内のページで表記しています。)

No	分類 (件数)	提出意見	市の考え方
1	基本方針 (1件)	「基本方針・計画」策定の目的 (素案)8ページ これらの調査結果をふまえ、認め合い尊重し、そして支え合うまちをめざし (修正案)差別の撤廃と人権教育を推進し人権尊重の社会をめざすため「吹田市人権施策基本方針」を見直すとともに… (意見)8ページ上段で「いまだ女性、子供、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などに関わる差別など人権課題が存在しています」と指摘しており、「差別の撤廃」を「基本方針・計画」の策定目的とすることが必要と考えます。	基本理念「認め合い 尊重し、そして 支え合うまち」をめざし「吹田市人権施策基本方針」を見直すとともに、全ての施策の考え方の基盤【ベース】となるものと位置づけているため、現状のとおりとします。(13ページ)
2	基本計画 (3件)	人権侵害事象においては個人情報の取り扱いに細心の注意が必要とされる。「人権擁護と救済の施策」(15ページ)について、法務局が委嘱する人権擁護委員と各相談窓口との連携をどう図るのか。また、救済のための制度が確立されていない現状では、府や国に法制度の整備を働きかけることも必要ではないのか。救済のイメージが不明。	19～20ページに記載のとおり相談者のニーズは様々であり、個々の相談者に応じた救済が大切と認識していることから、現状のとおりとします。
3		・市役所の職員は、挨拶や簡単な手話会話ができるように手話研修してほしい。 ・聞こえる人と同じように、いつでもどこでも・だれとでも手話でおしゃべりがしたい。	これまで、窓口業務など市民の方に接する機会の多い職員を対象に手話入門(4回講座)を実施していました。(定員10名程度)。令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響から実施を中止していましたが、今後も引き続き開催し、市職員が挨拶や簡単な手話ができるよう研修を実施します。
4		小・中学校で人権教育が進められているが、きこえない体験・手話学習はバラツキがある。すべての学校でおこなってほしい。子どもの学びが「共生の社会」に繋がる。	人権教育は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動など、全ての教育活動を通じて計画的に推進しております。その内容については多岐に渡り、共生社会の実現に向け、聞こえない体験や手話学習についても各学校の実情に合わせ、必要に応じて取組を進めております。
5	女性の人権 (1件)	体裁についての意見ですが、ご検討よろしくお願いします。 分野別の主な取組については、「現状と課題」で取り上げた事項について、それぞれに対する「主な施策」を示す構成になっていると思いますが、そのようなになっていない箇所が散見されますので、以下指摘させていただきます。 【19ページ】「女性の人権」の「主な施策」に「⑤ハラスメント防止対策の推進」が掲げられていますが、「現状と課題」にはハラスメントについての記載がなく、逆に34ページの「(4)その他の人権問題」に記載されていますので、整理が必要ではないでしょうか。	現状と課題の中「重点的に取り組む必要がある施策や事業、暴力やハラスメントの根絶に向けた取組、市民の取組等を掲げています。」に修正します。(22ページ)
6	子供の人権 (3件)	【21ページ】「子供の人権」の「現状と課題」の(いじめ)について、最後の2文「学校、…取組の強化を図ります。」と「また、…連携の強化などを進めます。」は、「現状と課題」に見合う表現とするか、「主な施策」の「②いじめ防止対策の推進」に含めて記載する方が良いのではないのでしょうか。	子供の人権 現状と課題(いじめ)の部分において、「学校、教育委員会の取組を明確にし、組織的な対応や家庭、地域と連携した取組の強化を図る必要があります。また、子供からの個別の相談体制の充実、学校と学校外の支援機関との連携の強化などを進める必要があります。」に修正します。(26ページ)
7		【22ページ】「子供の人権」の「現状と課題」の(子供の貧困)について、22ページの7行目から1文「前回の、…取組を推進していきます。」と「また、…連携の強化などを進めます。」は、「現状と課題」に記載すること「主な施策」の「③子供の貧困対策の推進」に記載することの整理が必要ではないのでしょうか。	子供の人権 現状と課題(子供の貧困)の部分において、「令和5年(2023年)3月に吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針を改定しました。また、子供の貧困対策のさらなる取組を図る必要があります。」に修正します。(27ページ)

No	分類 (件数)	提出意見	市の考え方
8	子供の人權 (3件)	【22ページ】「子供の人權」の「現状と課題」の(子供の貧困)について、22ページの12行目からの3文「この他にも、…機会を作っていかなければなりません。」の前には、見出しとして「(その他)」を付ける方が良いのではないのでしょうか。また、その次の2文「今後、…まちづくりを進めます。」は、「主な施策」の「④その他の施策」として記載すべきではないのでしょうか。	子供の人權 現状と課題(子供の貧困)の次に見出しとして(子供をめぐる諸課題)と表記します。(27ページ)
9	高齢者の人權 (1件)	【24ページ】「高齢者の人權」の「現状と課題」の最後の1文「今後、…周知に努めます。」は、「現状と課題」に見合う表現とするか、「主な施策」の一つとして記載する方が良いのではないのでしょうか。	高齢者の人權 現状と課題 「これらの取組や制度の周知に努めます。」の表記について「努めます。」を「努める必要があります。」に修正します。(29ページ)
10	障がい者の人權 (8件)	障がい者の人權の中の主な施策で、「バリアフリーの実現及びユニバーサルデザイン浸透に向けた取組」に「障がい者の意見を聞く場であるバリアフリー吹田市民会議の活用」に努めます」と謳っていますが、市民会議は予め出来上がった計画(図面)に対して、意見を聞くだけで未だかつて意見が反映されたことがありません。市民の顔であるメイシアターがいい例です。大改修の時に市民会議に諮りましたが、何ひとつ当事者の意見が反映されず改修終わりました。本当の意味での当事者参画になっていません。当事者参画とは最初の計画の段階から当事者を交え最初から作り上げていくことです。この文言は改めるべきです。	バリアフリー吹田市民会議につきましては、障がい者の御意見を可能な限り工事に反映することを目的として設置していることから、現状のとおりとします。(32ページ)
11		【26ページ】「障がい者の人權」の「現状と課題」の第5段落「学校現場での…学校・園づくりを進めます。」と【27ページ】の5行目からの1文「今後とも、…差別や偏見の解消に努めます。」については、いずれも「現状と課題」に見合う表現とするか、「主な施策」に記載する方が良いのではないのでしょうか。	障がい者の人權 現状と課題「学校・園づくりを進めます。」の表記について「進めます。」を「進めています。」に修正します。(31ページ) 「障がい者に対する差別や偏見の解消に努めます。」の表記について「努めます。」を「努める必要があります。」に修正します。(32ページ)
12		【27ページ】「障がい者の人權」の現状と課題部分中「今後とも障がい者と障がいのない人が、同じように…」の文言は、障がい者と障がいのない人を分断している印象を受ける。前述のように「障がいの有無にかかわらず」とされてはどうか。	「障がいの有無にかかわらず」に修正します。(31ページ)
13		主な施策①は、あまりに漠然としていて、何をどのように取り組んでいくのか、まったく伝わってこない内容です。各障がいごとにどういったアプローチをして検討していくか、記載しないと。本当に取組む気があるのかと心配になります。	本基本方針・計画については個別に具体的な施策を記載しないため、現状のとおりとします。(32ページ)
14	4 障がい者の人權 □現状と課題 障がい者の人權の現状と課題には障害者差別を語る4つのバリアの文化・情報面でのバリアを加える。		「文化・情報面の障壁」を加えます。(31ページ)
15		子供たちへの教育については、インクルーシブ教育の実現に向けて共生社会への…とインクルーシブ教育というワードが必須である。	「学校現場での障がいがある子供たちへの教育については、インクルーシブ教育を推進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、すべての子供たちが互いを認め、尊重し、高め合う」とともに学び、ともに育つ教育を基本とした学校・園づくりを進めています。」に修正します。(31ページ)
16		グループホームの設置や介護人材の確保についての事業を積極的に行う…と変える。	事業として左記の2事業以外もあることから現状のとおりとします。(32ページ)
17		□主な施策 地域で差別のない安心した生活が行えるよう吹田市地域自立支援協議会が地域の…として地域自立支援協議会の広く施策に加わることを入れ、各課題趣旨の①②③④⑤を続ける。	御指摘の実施体制等につきましては、各個別計画に規定されていることから、本基本方針・計画においては、現状のとおりとします。(31ページ)

No	分類 (件数)	提出意見	市の考え方
18	部落差別 [同和問題] (6件)	「同和問題(部落差別)の解消」という表現について 「部落差別解消推進法」の制定を受けて「部落差別の解消(同和問題)」とすべきだと思います。	法律の趣旨を踏まえ、整理します。 「部落差別(同和問題)の解消」に修正します。(34～35ページ)
19		5 同和問題(部落差別)について 「部落差別解消推進法」の第1条(目的)、第2条(基本理念)、第3条(国及び地方公共団体の責務)、第4条(相談体制の充実)、第5条(教育及び啓発)、第6条(部落差別の実態に係る調査)について、吹田市としての部落差別撤廃に向けた姿勢と取り組みを明記すべきだと考えます。	姿勢と取組につきましては、現状と課題に表記していますので、現状のとおりとします。(34～35ページ)
20		関連する主な計画について (素案)存在しない (追加案)「吹田市部落差別解消推進計画」(仮称)を策定します。 (意見)部落差別の撤廃(同和問題)について、「吹田市部落差別解消推進計画」(仮称)として「主な政策」に挙げている者を含む具体的な推進計画の策定が必要だと考えます。	現時点において策定の予定はありません。
21		1 部落差別解消に向け吹田市の姿勢と取組の明記 吹田市としての部落差別撤廃に向けた姿勢と取り組みを明記すべきだと考えます。 (素案)29ページ「今後も、差別意識、忌避意識の解消に向けた取組が必要です。そのためには一人ひとりが同和問題(部落差別)について一層に理解を深めていくことが必要です。そのために…共に学びあう機会の充実が求められます。」 (追加案)以下の5点を明記することが必要と考えます。 1「吹田市は、部落差別を解消する必要性に対する吹田市民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現する。」 2「図書、地図その他資料の公表や流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはならない。」 3「吹田市は、部落差別の解消に関する総合的な施策を実施する。」 4「吹田市は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う。」 5「部落差別解消推進法」を受け市民に対して「市民一人ひとりが部落差別について正しい知識をもち、部落差別を「しない」「させない」「許さない」という意識を持ち行動することで、部落差別のない社会を実現していきましょう。」	姿勢と取組につきましては、現状と課題に表記していますので、現状のとおりとします。(34～35ページ)
22		市は、これまでの機構改革により、「人権啓発部」が「人権部」に改称され、「自治人権部」、「人権文化部」に替わり、平成28年度には人権を冠する部はなくなってしまった。その中で「同和对策室」は平成24年度に「人権平和室」に改称され、現在は「人権政策室」になり、「同和」「平和」を冠する部署もなくなってしまっている。 しかし、市ではこれまで、同和行政を市政の重要施策として、同和对策事業のより一層の推進をはかり、差別解消のために最善の努力がされてきたことから、今回の「方針・計画」において主な施策に基づく、部落差別解消に向けた「個別計画等」を策定すべきではないか。	現時点において策定の予定はありません。
23		「5 同和問題(部落差別)」について (追加例) 主な個別計画として、「部落差別撤廃推進計画(仮称)」「部落差別撤廃推進プラン(仮称)」を策定します。 (意見) 29ページ 5同和問題(部落差別)について個別計画がありません。他の人権課題と同様に個別計画が必要だと考えます。 (素案)の17ページからはじまる主な取組では、以下のように個別計画があります。 1「女性の人権」には、関連する主な個別計画として「すいた男女共同参画プラン」 2「子供の人権」には、関連する主な個別計画として「子ども・子育て支援事業計画」「いじめ防止基本方針」「子供の夢・未来応援施策基本方針」「障がい児福祉計画」 3「高齢者の人権」には、関連する主な個別計画として「吹田健やか年輪プラン」「吹田市地域福祉計画」 4「障がい者の人権」には、関連する主な個別計画として「吹田市障がい者計画」「吹田市障がい者福祉計画」「吹田市障がい児福祉計画」「吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」 5 同和問題(部落差別)には、関連する主な個別計画はない。 6 外国人の人権には、関連する主な個別計画として「吹田市多文化共生推進指針」	現時点において策定の予定はありません。

No	分類 (件数)	提出意見	市の考え方
24	様々な 人権課題 [ハンセン病] (1件)	人権を語る上で、「ハンセン病問題」は欠かせません。 未だに、ハンセン病元患者・家族等差別や偏見でたくさんの方が苦しんでいます Ⅱ 主な取組みの中に「ハンセン病問題」を入れ、施策を講じ・周知・啓発に努めるべきです。	(2)感染症に関する人権に表記しており、ハンセン病患者・元患者やその家族 に対する偏見や差別につきましては、様々な人権課題の一つとして認識して おりますので、現状のとおりとします。(38～39ページ)
25	その他 [バリアフリー] (1件)	高齢者・障がい者のためのバリアフリー推進を進めていただきたい。地下鉄江坂駅を利用するのですが改札に上がるエレ ベーターは南西にひとつしかありません。 阪急バスに乗り換えるには…染の井方面・JR方面どちらにしても信号を横断する必要があります。 江坂駅の北側にもエレベーターの設置をお願いします。 できればJR方面へのバス停側に降りれるように歩道橋と合わせてお願いしたいです。	現在、設計業務が完了している状況で、令和6年度末頃の供用開始を目指し て、工事を進めていく予定です。
26	その他 [関係機関等 との連携] (3件)	関係機関との連携強化 (追加案)吹田市人権啓発推進協議会(市内小学校ごとの地区委員会と、団体・企業による協力団体部会・協力企業部会で構 成)と連携し取組を推進します。「人権週間街頭宣伝」「憲法と市民のつどい」「市民ひゅーまんセミナー」「人権フェスティバル」 などを実施します。	主な施策①人権啓発事業の推進及びⅢ、推進にあたって3、関係団体との連 携で表記しており、現状のとおりとします。(40～41ページ)
27		関係機関との連携強化 (追加案)吹田企業人権協議会と連携し、就職差別の撤廃や公正採用の取り組みなどを推進します。	Ⅲ、推進にあたって3、関係団体との連携で表記しており、現状のとおりとし ます。(41ページ)
28		主な施策 (追加案)庁内の推進体制の強化 吹田市人権施策推進本部ならびに吹田市人権施策推進幹事会において部落差別事象及び取り組みを周知し部落差別の解消 に向けた取組を推進します。	Ⅲ、推進にあたって1、分野を超えた連携で表記していることから、主な施策 には、庁内の推進体制の強化については現状のとおりとします。(40～41 ページ)
29	その他 [手話言語条例] (4件)	手話が認められ、手話を広げていつでもどこでも誰でも手話ができる環境の整備のために、吹田市において手話言語条例を 実現する必要がある。よって、吹田市に「吹田市手話言語条例」を制定するよう強く要望する。	現時点において条例制定の予定はありません。
30		差別を解消し、情報コミュニケーションの保障をしてください!! 手話言語条例を制定してください。 ・だれとでも、必要な時はあいさつぐらいは手話でしたい。声だけで気が付かないので知らん顔をしてしまう。あいさつが 人とのつながりの第一歩!!	現時点において、条例制定の予定はありません。
31		「障害者権利条約」が2006年に採択され、2011年に改正障害者基本法が成立しました。 「言語(手話を含む)」と明記されており、手話が言語であることへの理解を深めるために、「手話言語条例」を成立させる。	現時点において、条例制定の予定はありません。
32		2022年5月、国において障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布施行された。すべての障害者が社 会参加するため、情報を取得し、意思疎通することが重要。なかでも聴覚障がい者にとって、手話言語は重要な意思疎通のた めの手段である。日常生活や職場・教育などで十分に情報提供され、コミュニケーションが保障されるよう、吹田市として手 話言語条例制定を取り組むことを明記する。	現時点において、条例制定の予定はありません。